

この仕事

続けたいので

休みます

有給休暇は私の権利！



全ての使用者に対して
「年5日の有給休暇の確実な取得」
が義務付けられました。

(労働基準法、2019年4月から)

INI 医労連

日本医療労働組合連合会

☎03-3875-5871 FAX03-3875-6270

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5

日本医療労働会館3F <http://www.irouren.or.jp>